

新入学(園)児と高齢者の 交通事故防止運動

平成29年3月15日(水)～4月15日(土)

入学おめでとう



- ① 新入学(園)児と保護者に対する交通安全教育・指導の徹底
- ② 高齢ドライバーと高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- ③ 通学・通園路を中心とした交通危険箇所での安全確保(保護誘導活動)の推進



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県交通戦略課 交通安全対策室 TEL 077(528)3682

この印刷物は再生紙を利用しています。

滋賀県交通戦略課

検索

と検索して下さい。



新入学(園)児の交通事故防止

～子どもたちに「正しい交通ルール」を教えましょう～



自宅を中心として生活を送っていた子どもたちが、社会に出ていろいろな人たちと共に生活を始めます。

社会生活の中で大切なことは「ルールを守る」ことです。保護者の方や地域の皆様は、子どもたちの手本となるように、一度交通ルールを見直し、正しい交通ルールを教えましょう。

通学路を通行する際は、子どもたちにやさしい運転を

春になると新入学児童が通学路を歩きます。朝夕の時間帯はできる限り通学路を避けて通行するようにしましょう。

もし通学路を通行して子どもたちを見かけた際は、子どもたちの動きに十分注意して、安全運転に努めましょう。



《通学路の見分け方》

通学路の多くに「グリーンベルト」と呼ばれる路面標示がされています。ここは、主に小学校の通学路として指定されています。



これがグリーンベルトです!!

高齢者の交通事故防止

～高齢者が「被害者・加害者となる交通事故」から守りましょう～

高齢者の方が被害に遭われる交通事故の割合は、年々増加傾向にあります。地域ぐるみで交通事故から「高齢者を守る」ため、保護誘導活動や高齢者にやさしい運転を心がけましょう。



高齢者が加害者とならない交通事故防止について

車を運転する高齢者の皆様、「年はとったが車の運転は大丈夫」と考えていませんか。その過信が大きな交通事故を招きます。

運転する際は、交通ルールを必ず守り、体調がすぐれないときは運転を控えましょう。また運転免許証の自主返納も検討しましょう。



75歳以上の高齢者を対象とした「新たな高齢者講習制度」について

平成29年3月12日より、道路交通法が一部改正されます。改正内容は75歳以上の方が対象となる「臨時認知機能検査・臨時高齢者講習」等についてです。詳しくは右のQRコードからご覧いただくほか、滋賀県交通戦略課、または、運転免許センターへお問い合わせ下さい。

